

新聞の軽減税率を求める意見書

新聞販売店は、国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献しているという誇りを持ち、戸別宅配網を維持し、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいます。

政府は景気回復に向けて積極的に政策を展開していますが、来年4月に予定されている消費税の増税によって各家庭の経済的負担が増し、新聞の購読を中止する家庭がふえることが懸念されます。これにより新聞を読む国民の数の減少が進めば、社会への関心の低下などさまざまな影響が考えられ、格差の拡大や社会不安を招きかねません。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、雇用にも悪影響を与え、世界に誇る新聞の戸別配達制度の堅持も危ぶまれます。現在、多くの国でも品目別の複数税率が導入されており、新聞・書籍等には軽減税率を適用し、国民の活字知識の普及に貢献しています。

よって、政府におかれでは、消費税の増税に当たり複数税率を導入し、新聞への軽減税率の適用が実現されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年9月30日

長岡市議会議長 丸山勝総

(あて先)

内閣総理大臣、財務大臣